

介護保険住宅改修の図面・写真について

図面・写真は、住宅改修の内容が被保険者様に適切であるかを確認する資料となるものです。つきましては、以下の点に留意して作成してください。

<図面の作成にあたっての留意点>

- ・「段差の解消」の住宅改修を行うとき、平面図のみでは改修内容が表現できない場合は、平面図に加え、断面図、鳥瞰図等を作成してください。
- ・改修の理由が段差等高低による場合（「段差の解消」、段差を昇降するための「手すりの取付け」等）は、高低の状況が確認できるよう該当箇所に段差の高さ（数値）を記入してください。
- ・一つの部屋のみが改修箇所の場合は、改修箇所周辺の図面の作成でかまいません。ただし、「居間からトイレまでの移動経路に手すりをつける」ような場合は、居間とトイレの位置関係が確認できるよう図面を作成してください。
- ・住宅改修箇所周辺にすでに改修内容と同じ設備がある場合は、平面図には、その既存設備についても記入してください。
例えば、手すり設置箇所（廊下の反対側壁面等周辺を含みます）にすでに既存の手すりがある場合などが該当します。
- ・改修箇所については、理由書・見積書・写真と同一の番号を付番してください。

<写真についての留意点>

- ・撮影日が確認できるよう写真には日付を写しこんでください。なお、日付の写しこみはカメラの日付機能を使用するか、日付機能がない場合は改修箇所に撮影日を記入した紙等を貼り撮影してください。
- ・写真は改修箇所のほか、改修箇所の部屋全体が確認できるよう撮影してください。改修箇所と部屋全体を1枚に写すことが困難、又は改修箇所がわかりにくくなる場合は、複数に分けて撮影してください。
- ・改修の理由が段差等高低に関係する場合は、高低の状況が確認できるよう該当箇所にスケールを当てた写真を撮影してください。
- ・写真には改修後イメージを記入してください。
- ・複数箇所の改修については、改修箇所ごとに撮影してください。
- ・改修箇所ごとに理由書・見積書・図面と同一の番号を付番してください。

※ご提出いただいた工事箇所の図面・写真では工事の必要性についての判断が難しい場合は、別途追加の資料をご提出いただく場合があります。